

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十八号

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十条」を「第十一条」に、「ふぐ処理師受験願書」を「ふぐ処理師試験受験願書」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「試験」を「ふぐ処理師試験」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「試験」を「ふぐ処理師試験」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条を削る。

第十条中「試験」を「ふぐ処理師試験」に、「ふぐ処理師受験願書」を「ふぐ処理師試験受験願書」に、「次に掲げる書類」を「写真」に改め、同条各号を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（試験科目）

第十二条 ふぐ処理師試験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める科目について行う。

一 学科試験

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

二 実技試験

ア ふぐの種類及び臓器の鑑別

イ ふぐの処理に関する実技

第九条中「試験」を「ふぐ処理師試験」に改め、同条を第十条とする。

第八条を削る。

第七条第二項中「失そう」を「失踪」に改め、同条を第九条とし、第六条の二を第八条とする。

第六条第二項中「引き換え」を「引換え」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項第一号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第六条とする。

第四条第二項第二号中「抄本」を「謄本若しくは抄本、住民票の写し」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「免許書」を「免許証」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一号中「ふぐ処理師試験（以下「試験」を「知事が行うふぐ処理師試験（以下「ふぐ処理師試験」に改め、「いう。」）」の下に「に合格した者にあつては、当該ふぐ処理師試験」を加え、同条第二号中「において、条例に基づき」を「保健所を設置する市又は特別区において」に改め、「関する試験」の下に「であつてふぐ処理師試験と同等以上のものと知事が認めたもの」を加え、同条第四号中「抄本又は住民票の写し」を「謄本若しくは抄本、住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（有毒部分）

第二条 条例第二条第一項に規定する規則で定める部分は、別表の上欄に掲げるふぐにあつては同表の下欄に掲げる可食部分以外の部分（知事が別に定める特別な方法で処理等をした部分（以下「特別可食部分」という。）を除く。）と、同表の上欄に掲げるふぐ以外のふぐにあつては全ての部分（特別可食部分を除く。）とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

ふぐの種類（標準和名）	可食部分
クサフグ	筋肉
コモンフグ	筋肉
ヒガンフグ	筋肉
シヨウサイフグ	筋肉及び精巢

ヒトヅラハリセンボン	ハリセンボン	イシガキフグ	サンサイフグ	ヨリトフグ	クロサバフグ	シロサバフグ	カナフグ	ゴマフグ	シマフグ	カラス	トラフグ	アカメフグ	メフグ	マフグ
筋肉、皮及び精巢	筋肉、皮及び精巢	筋肉、皮及び精巢	筋肉	筋肉、皮及び精巢	筋肉、皮及び精巢	筋肉、皮及び精巢	筋肉、皮及び精巢	筋肉及び精巢	筋肉、皮及び精巢	筋肉、皮及び精巢	筋肉、皮及び精巢	筋肉及び精巢	筋肉及び精巢	筋肉及び精巢

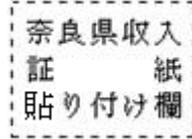
ネズミフグ	筋肉、皮及び精巢
ハコフグ	筋肉及び精巢

備考

- 1 この表の上欄に掲げるふぐは、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海（以下「沿岸域等」という。）で漁獲されるものに限る。ただし、コモンフグ及びヒガンフグにあつては、沿岸域等のうち岩手県の越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県の雄勝湾以外の海面で漁獲されるものに限る。
- 2 この表の上欄に掲げるふぐのうち、二種類のふぐの中間種の個体にあつては、当該二種類のふぐの同表下欄に掲げる可食部分のいずれにも該当する部分を可食部分とする。
- 3 この表の下欄に掲げる筋肉には骨を含み、皮にはひれを含むものとする。
- 4 この表の下欄に掲げる精巢には、雌雄同体のふぐの生殖巣を含まないものとする。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）



ふぐ処理師免許申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日

ふぐ処理師の免許を受けたいので、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和53年3月奈良県規則第52号）第3条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

過去1年間に免許取消し処分を受けたことの有無及び受けたときは年月日	有 無 年 月 日
ふぐの処理に従事している施設の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地) (電話番号)
旧姓又は通称名併記の希望の有無	有 無
旧姓又は通称名（併記を希望する場合）	

添付書類

- 1 知事が行うふぐ処理師試験（以下「ふぐ処理師試験」という。）に合格した者にあつては、当該ふぐ処理師試験の合格証書の写し
- 2 他の都道府県、保健所を設置する市又は特別区において、ふぐの処理に関する試験であつてふぐ処理師試験と同等以上のものと知事が認めたものに合格して免許を受けている者にあつては、当該試験に合格して免許を受けていることを証する書類
- 3 両眼の視力を喪失した者若しくは麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないか又は精神の機能の障害に関する医師の診断書（中毒者である場合又は精神の機能の障害を有する場合にあつては、症状について所見を加えたもの）
- 4 戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
- 5 写真（申請前6か月以内に撮影された縦3センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、かつ、正面上半身のもの）

第二号様式中「~~毎々~~」を「~~毎々~~」に、「写真はり付け」を「写真貼り付け」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

ふぐ処理師免許証書換え交付申請書		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 奈良県収入 証 紙 貼り付け欄 </div>
奈良県知事 殿		年 月 日
		住 所
		(ふりがな)
		氏 名
		生年月日 年 月 日
ふぐ処理師免許証の書換え交付を受けたいので、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和53年3月奈良県規則第52号）第5条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。		
免 許 番 号	第 号	
免 許 年 月 日	年 月 日	
変 更 前	(ふりがな) 氏 名	
	併記された 旧姓又は通 称名	
変 更 後	(ふりがな) 氏 名	
	旧姓又は通 称名（併記 を希望する 場合）	
変 更 年 月 日	年 月 日	
ふぐの処理に従事している施設の 名称及び所在地	(名 称) (所在地) (電話番号)	
添付書類		
1 ふぐ処理師免許証 2 戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）※旧姓又は通称名を併記した免許証の交付を希望する場合は、当該旧姓又は通称名を確認することができる戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し 3 写真（申請前6か月以内に撮影された縦3センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、かつ、正面上半身のもの）		

第四号様式中「第5条関係」を「第6条関係」とし「第5条第1項」を「第6条第1項」にし、「(所在地) (電)」を「(所在地) (電話)」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第11条関係）

ふぐ処理師試験受験願書

奈良県収入
証紙
貼り付け欄

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

(ふりがな)
氏 名

電話番号

生年月日 年 月 日

ふぐ処理師試験を受けたいので、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和53年3月奈良県規則第52号）第11条の規定により、関係書類を添えて、申し込みます。

ふぐの処理に従事している施設の名称 及び所在地	(名称)
	(所在地) (電話番号)

添付書類

写真（出願前6か月以内に撮影された縦3センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、かつ、正面上半身のもの）

第六号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前のふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則の規定により現に提出されている申請書は、改正後のふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

(奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正)

3 奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年三月奈良県規則第七十一号)の一部を次のように改める。

別表第二の十一の項中「第二条」を「第三条」に、「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第五条第三項」を「第六条第三項」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第二項」を「第九条第二項」に、「第十条」を「第十一条」に、「ふぐ処理師受験願書」を「ふぐ処理師試験受験願書」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。